

女性農業委員として



農業委員

久保 八百子

皆さんこんにちは。

女性農業委員として、一言書

私は議会推薦3期、現在選挙委員として1期目をさせていた

国は「農業委員会に複数の女性選出を」と取り組んでいます
が、現実は厳しいものがあります。
群馬県において農業委員会
数は35、その内女性農業委員が
いる農業委員会は29、農業委員
数846人いますが、全体の比率か
らいうと女性はまだ61人の7%
台にすぎません。

愛するわが嬬恋の農業の活性化に向けた農業委員活動を強化していくために、これから先、女性の選出を少しでも増やしていき、男性と共に新たな活力を

皆さん『おちょんきねっと』をご存知ですか？農業女性10人で作ったボランティアグループです。発足して4年目にはいる所です（現在代表 松本もとみさんで会員は12人になりました）。

ゴミ拾いや、花や木を植えたり、各イベントのお手伝いをしたり、料理講習、キャベツの収穫体験の受け入れと、“お金をかけずに自分たちで出来ることから”をモットーに。農業と観光の嬬恋村を元気に、そして、自分達も元気いと頑張っているグループです。

メンバー以外に考えに賛同してくださるサポーターの皆さんにも助けて頂いて活動しております。

この様な活動を通して、人前で話したり、人ととの出会いがあると女性の意識改革にもつながればと頑張っています。

久保 八百子



▲村内の小学校で、キャベツのことを詳しく知つてもらいたいと特産のキャベツをテーマにした紙芝居を上演するおちょんきねっとのみなさん。



▲年に2回村内の道路清掃をしてくださるおちゃんきねっととそのサポーターのみなさん

農業委員會委員選舉人名簿登載申請書申請結果

平成 23 年 1 月 1 日現在の農業委員選挙人名簿
登載申請について

農業委員会で回収・審査後の有資格者結果をお知らせいたします。

煙來村農業委員會委員選舉人名簿登錄者由請數

投票区名	地区名	世帯数	男	女	計
第1投票区	田代	224	366	336	702
第2投票区	干俣	121	201	160	361
第3投票区	大笹	137	210	175	385
第4投票区	大前	55	68	67	135
第5投票区	西窪	16	22	20	42
第6投票区	門貝	21	23	14	37
第7投票区	三原	39	38	34	72
第8投票区	鎌原	84	122	106	228
第9投票区	芦生田	28	39	39	78
第10投票区	袋倉	36	56	49	105
第11投票区	今井	96	124	112	236
計		857	1,269	1,112	2,381

(3月31日をもって選挙管理委員会で確定されます)

す。女性の意識改革、男性の協力と理解、そして環境作りは不可欠になつてきます。

農業委員会に複数の女性農業
ですが、悲しいかな現在は1名
となっています。

現在、農業委員会では「家族経営協定」を推進しています。

女性に何が出来るんだといわれるでしよう。地域の意志決定の場に女性の声をとどけ、女性の繊細な感覚と視点から考えられる事などを男性と共に刺激し合い議論を重ね共に歩み、結果として嬬恋村をより一層明るく元気な村にしていけたらと思っています。

が必要です。もつと説明がほしいと興味を持つて頂いた方、事務局の方へ連絡ください。資料をお届け致します。農業者年全も推進しています。

どうぞこれからも農業委員会を使ってください（活用）。宜しくお願い致します。

関係者の方々のご理解をお願い致します。生意気で出しやばりだと思われるでしょうが、誰かが何かをしなければ、一步前に出なければ何も始まらない気がします。

「うちに必要ない」「言葉になくともわかり合つてる」そうでしょうか?

家族だからこそ、気持ち良く働き、生活する為の環境づくり、ルールづくり『家族経営協定

農業委員会に複数の女性農業委員の確保。それを実現させるためには議会推薦枠の活用を図ることは必要なことです。ぜひ関係者の方々のご理解をお願い
「うちに必要ない」「言葉にしそつて何？」
（農業経営や生活、将来の目標などについて家族で話し合い、文章にしてまとめる事です）

家族経営協定とは

① 家族員の経営参画

将来の目標や役割分担などについて、意見を出し合って決めることにより、各自がやりがいをもつことができます。

② 農業経営の発展

協定により効率的な経営が行われ、農業経営の発展につながります。

③ 農業後継者の確保・育成

協定書に就業条件などが明記されることから、後継者は就農しやすくなり、世代交代も円滑に行われます。

④ 女性・高齢者に対する適正な評価

女性や高齢者の役割が適切に評価されることにより、女性の経営参画や高齢者の生きがいづくりになります。

協定締結までの手順

1 まずは話し合い

家族みんなで農業経営や生活について話し合い、現状を確認しましょう。

2 対策を考える

取り決めの内容や共通の目標を立てましょう。

- 経営（方針、役割分担、報酬・収益配分、休日、就業時間、経営継承、相続など）
- 生活（家事・育児・介護の役割分担、住まい方、老後のくらしなど）

3 協定を結ぶ

協定書を作成しましょう。

- 家族で話し合った内容を文書にしてみましょう。

協定書に調印しましょう。

- ルールを確かなものにするため、立会人（農業委員会長等）のもとで調印することにより、内容が社会的に認められます。また、調印した家族員の意図が高まります。

4 協定の実行と見直し

定期的に締結した内容が実行されているかチェックし、必要に応じて新たに合意した項目や内容を追加します。

とも 家族経営協定で男女に 農業経営を確立

今井仙ノ入

大嶋孔明さん・綾さん夫妻

経営概要：高原露地野菜（キャベツ）
認定申請：2者による申請（本人・妻）



1. 家族協定のきっかけ

家族経営協定は、平成21年に結婚をし綾さんの就農を機に、県の普及指導員の推進もあり平成22年3月に締結しました。

村主催の『出会いの場』で知り合ったというお二人。埼玉県川口市で工業用洗剤の研究員をしていた綾さんは、会社を辞め孔明さんの両親と孔明さん家族の一員となりました。

孔明さんの両親が高齢な為、嫁いだ1年目から農業を始めた綾さん。締結をしたのは、片方の独断で経営や生活面の色々な事を決めるのではなく、二人で話し合うことにより共に農業経営をしていく認識を高めたいという綾さんの強い思いがありました。

2. 締結して良かったこと

1シーズン農業をやってみて状況に添った事を文書にしました。協定締結から間もないこともあり、とくに変わったことはないが、これから先、内容を変える必要があるときにお互い話し合える機会が出来ることがメリットと二人は言います。また、締結時に経営についての話し合いをすることで、農業を知らない綾さんにも協力する意識ができ、また、農業をしていく自覚が芽生えたそうです。

4月には家族が増える予定の大嶋さんご夫妻。「子供は3人ほしい。子供のためにもこれから、バリバリ働きます。」と嬉しそうに話す綾さん。協定締結により、お互いに責任ある経営への参画を通じ、魅力的な農業経営を確立し、健康で明るい農家生活を実現する道筋が見えてきたそうです。

去年の春に農業委員の皆さんに無理やり頼んで「えくさ」を栽培してもらい油を搾った。

えくさの収穫量は1ha当たり8~10kg、搾油率30%程度。1ha栽培すれば3kgの安心・安全・良質なえくさ油が採れる。

わが家は「えくさ」で食用油自給率100%……ってどうです！

「えくさ」は「えごま（荏胡麻）」のこと。一年生のシソ科植物で昔は嬬恋村の多くの家庭で栽培し食していた。近年α・リノレン酸という健康によい油が多く含まれているということで注目されている。α・リノレン酸は人間が生きていく上で欠かせない必須脂肪酸の一つで動脈硬化、脳梗塞、視力障害、アレルギーなどの予防に有効なことが最近明らかになってきた。

えくさは病虫害に強く、比較的作りやすい作物で高冷地に適している。肥料を少々施し、種を播き、無農薬で誰でも簡単に作れる。畑の隅や耕作放棄された畑に栽培してみては。詳細な栽培方法と収穫方法はおじいさんおばあさんに教えてもらうのが手っ取り早い。油を搾るには専用機械でないとダメなので今回は「日本エゴマの会」へ委託した。種子1kg当たり400円で搾れた。この「えくさ油」は瓶詰した状態での賞味期限は1年間。さあ食用油自給率100%……ってどうです。！



家族協定調印式の様子

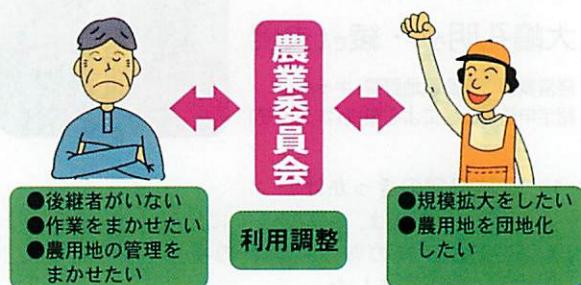
農業経営基盤強化促進法に基づいた利用権設定についてお知らせします。

農地を農地として貸借する場合、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を受ける必要があります。しかし、貸した農地が戻ってこないのではないかという不安から貸し手が消極的になってしまい等、規模拡大を希望する農家にとっては不利に働いてしまうことがありました。

農業経営基盤強化促進法（以下、基盤法）では、その不安を解消し、規模拡大や経営管理の合理化等を進める意欲ある農業経営者（認定農業者）を支援します。

基盤法の活用により、農地の利用権設定をする場合、農地法の許可を受けずに農地の貸借契約が可能となります。これにより契約した農地は契約期間満了とともに、貸借関係が終了し、貸し手に農地が返還されることとなっていますので、貸し手にとっても安心して契約することができます。

耕作証明等、経営面積を証明する書類を発行する際には、このような契約がされていないと、耕作面積にカウントできませんので、きちんと契約をして農地を借りましょう。



農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？



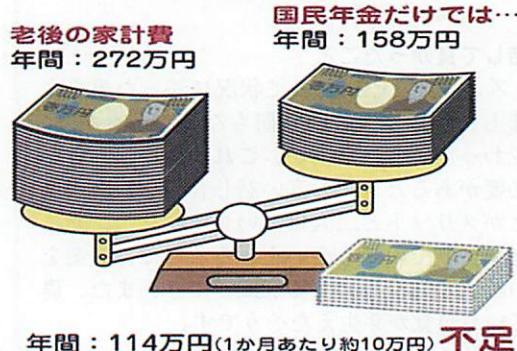
老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…



老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合



農業者年金は老後生活をがっちりサポート



農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

*この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以降の予定期率が1.55%となった場合の試算です。
付利利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定期率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

*各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

=詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい=